

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(甲良町)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	イノ町	2098	田	3,395	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	イノ町	2099	田	1,898	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	イノ町	2100	田	1,724	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	イノ町	2116	田	2,197	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	イノ町	2117	田	3,656	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	イノ町	2124	田	2,105	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	イノ町	2125-1	田	2,057	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	イノ町	2159	田	2,549	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	竹ノ尻	2011	田	2,777	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	竹ノ尻	2024	田	3,148	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	竹ノ尻	2025	田	2,207	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	竹ノ尻	2026	田	2,175	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	竹ノ尻	2039	田	3,494	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	竹ノ尻	2052	田	2,451	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	竹ノ尻	2053	田	3,130	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	竹ノ尻	2054	田	1,306	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	下之郷	竹ノ尻	2067	田	2,517	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	小川原	宮瀬	1445	田	2,007	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	甲良町	小川原	栗林	1291	田	3,449	賃借権	水田	R6.1.1	R15.12.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき